

下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針(案)に係るパブリックコメント

◆事案名 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針(案)

【公表日】2月15日予定 【募集期間】12月3日～1月6日 【意見件数】2件(1人)

お寄せいただいた意見

保全活用方針(案)及び(素案)拝読しました。

○この地区の位置づけが、地域に限られ、少し限定的な感じがします。

(案)1Pで指定の経緯で、この地区が「みどりに包まれた西東京市の実現を目指す重要な位置づけとなる重要な場所」

緑地の概要で、「市民に憩いを与える貴重な屋敷林」と全市的観点で述べられていますので、従って、2p活用の基本方針(3)、(4)、3Pの地域住民を地域住民等と範囲を広げる。

以上、ご検討ください。よろしく申し上げます。

市としての公表する回答(案)

回答(案)は 「ご意見を踏まえ、今後最終案を検討してまいります。」

具体的な修正(案)

①修正案(4 保全活用の基本方針(3))

(3)地域に点在する地域資源を結びながら「面」……

↓

ここで書かれている地域は、特別緑地保全地区のある地域を指しているので、修正はしない。

②修正案(4 保全活用の基本方針(4))

(4)地域住民との連携を通じて保全活用の……

↓

(4)地域住民等との連携を通じて保全活用の……

③修正案(5 実現のためのプロセス)

…適宜、市民ボランティアや地域住民…

↓

…適宜、市民ボランティアや地域住民等…

②、③について、地域住民の後ろに「等」と追記する。